

県民スポーツ大会出場選手補助金請求について

2025. 9.11 第4回理事会決定事項

県民スポーツ大会の諸経費請求の考え方については、これまで何度も役員会・理事会で議論してきましたが、明確な考え方の周知徹底が図られておらず、思い込みや勘違い等で混乱しておりました。

このため、2025年第4回理事会で下記のとおり決定しておりますので、ご確認ください。

我孫子市を代表して県民スポーツ大会に出場すると言えども、潤沢な予算があるわけではありません。また、他市と比較するものではありません。

スポーツ協会では、各団体がレベルアップを図り、県民スポーツ大会で何とか頑張りたいとの想いを込めて検討しました。予算は無尽蔵に増えるものではありません。むしろ減少傾向にあります。

そのことをどうかご理解いただきご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◆旅費（食事代）

- ・請求書に会場別の旅費について参加申し込み用紙に記入した人数分を請求する（実際に競技が行われる会場までの旅費）。
- ・基本的には前払いで支給をする。但し、一週間以上試合があく場合はその都度支給する。
- ・当日の参加人数減及び予選等で敗戦した場合の交通費等は返納する。
- ・食事代は800円／1日（飲料代含む）

◆負担金（宿泊費）

- ・会場が遠く、次の日も試合があり、日帰りが困難な場合、1泊8,000円を上限とする宿泊費を請求する。（スキー競技、銚子市・白子町・旭市に限る）
- ・前泊については、試合時間、会場までの所要時間を明記して請求する。
- ・基本的に前払いなので、大会終了後は速やかに清算する。（領収書添付）

◆ゴルフ競技参加費

- ・ゴルフ競技のみプレー費を請求できる。その他の競技は実施要項により請求できる。

◆**ゴルフの事前練習（練習場費用）の扱い**

- ・団体競技として大会前に練習場での強化練習を実施。練習場費用が施設使用料の新設項目に該当するか確認。少額（例：一人当たり1000円～3000円程度、9人で2万円弱等）であれば練習として妥当。ただし事前に予算相談が必要。

◆**施設使用料**

- ・大会に向けて連盟・協会が行う強化練習における施設使用料は、大会3か月前分まで拡充し請求できるものとする。
- ・個人名義で使用したものは請求できません。

◆**備品**

- ・その用具が無いと試合が成立しない物品（ユニフォーム等）を請求する。
- ・ユニフォーム支給計画表により必要な団体は請求する。
- ・ユニフォームは連盟・協会で管理し、原則的には支給予定年度以外の追加請求はしない。
- ・購入後、清算書に領収書を添付する。

◆**消耗品**

- ・その他、競技に参加するために必要なボール・シャトル等については常識の範囲内で請求することが出来る。
- ・購入後、清算書に領収書を添付する。
- ・アイシング用氷代は認める（上限1万円）
- ・その他の飲料は認めない。

◆**市民体育館施設等の使用について**

- ・市民体育館施設等を大会で使用した場合、申し込んだ時間のみ使用出来、利用時間が余った場合は一般開放に返すことが原則です。これは、使用後は「市民開放」に移行することが前提であるからです。
- ・大会後は速やかに施設を返却する必要があります。また、表彰式は大会の一部ではあるが、その場の判断で練習に切り替えることは許可されません。要項及びプログラムにはその場での練習会開催は明記しないでください。
- ・スポーツ協会には「優先予約」や「減免」等の恩恵を受けて使用していることを十分に考慮した対応が求められています。
- ・大会終了後一旦閉めて返却した後、施設が借りられる状況であれば連盟・協会の判断で使用料を支払い借用していただくことは構いません。